改正案	現 行
(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)
第二条の四(略)	第二条の四 (略)
十七 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第十三条第三項、	十七 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第十七条第三項、
第十四条第三項及び第二十四条第三項の許可並びに同法第六十条第一	第十八条第三項及び第十八条の二第三項の許可並びに同法第四十二条
項 (利用調整地区に係る部分を除く。) の規定に基づく条例の規定に	第一項の規定に基づく条例の規定による処分
よる処分	
十八~二十七 (略)	十八~二十七 (略)
(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)
第三条(略)	第三条 (略)
+-八 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項	十八(自然公園法第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三)
、第二十六条第一項、第三十六条及び第六十条第一項(利用調整地区	項、第二十条第一項及び第四十二条第一項
に係る部分を除く。)	
+九~三十 (略)	十九~三十 (略)
2~3 (略)	2~3 (略)